一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　高知県四万十市勝間字サカリノ山一六三一の一、一六三一の二、字ザレガ峠一六三五、字ツルタニ山一六〇四の一、一六〇五の一、一六〇六、一六〇七、一六〇八の一、一六〇九の一から一六〇九の二〇まで、一六〇九の二六から一六〇九の三七まで、一六一〇の一、一六一一の一、一六一二の一、一六一三、一六一四の一、一六一四の二、字永野山一六二七の一から一六二七の七まで、一六二七の一〇、一六二七の一一、一六二八、一六二九、字笠松山一六一五の一、一六一五の二、一六一六の一、一六一七の一、一六一七の三から一六一七の五まで、一六一七の八から一六一七の一まで、一六一八の一から一六一八の四まで、字足川日ノ平一六三〇、字足川影平一六三二の一から一六三二の三まで、一六三三の六、一六三三の七、一六三三の九、字力石山一五九三の一から一五九三の二まで、一五九四、一五九五、一五九六の一、一五九六の二、一五九七の一から一五九七の三まで、一五九八
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十六号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月十七日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　高知県四万十市常六字ゴゼバイ七九一の一、七九一の三、七九一の四、七九一の七から七九一の一六まで、七九一の二四、七九一の二六、七九一の二七、七九一の二九、七九一の三〇、七九一の三三、七九一の四六、七九一の五二、七九一の五五から七九一の五八まで、字マキマツ七九〇の一、七九〇の二、七九〇の六、七九〇の一三から七九〇の一五まで、七九〇の三五、字山ノ谷七七〇の一、七七〇の三、字千地下風七六八、片魚字サルバシリ一六四五の二から一六四五の四まで、一六四五の六、一六四五の七、一六四五の一〇から一六四五の一八まで、字ニホンマツ一六六六の一から一六六六の二六まで、一六六七、字ヲヲギノ五七七から五八二まで、一六三八の一から一六三八の二一まで、字杓子森山一六六九の五・一六六九の六（以上二筆国有林）、一六六九の一から一六六九の四まで、字大森山一六四七の一九・一六四七の二〇（以上二筆国有林）、六八六、六八八から六九二まで、一六四七の一、一六四七の六、一六四七の八、一六四七の九、一六四七の一一から一六四七の一五まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十七号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月十七日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　高知県四万十市西土佐口屋内字下表山九六四の一から九六四の一一まで、九六六、九六七の三、九六七の四、九六七の七、字上ミ利助九一二の五から九一二の八まで、九一二の一六、九一二の二五、九一二の二七から九一二の三三まで
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十八号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月十七日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県登米市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　登米市（次の図に示す部分に限る。）
　(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県登米市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　登米市（次の図に示す部分に限る。）
　(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県登米市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
　1　立木の伐採の方法
　(1)　主伐は、択伐による。
　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　令和七年十一月十七日
　　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　高知県高岡郡檮原町井高九一三、九一三の二、九一三の三、九一四、九四一の二、九五三、九五四、横貝四七六、五七〇、上組一六、一七、五七、太田戸五一六、茶や谷八〇九、八一三、八三六の一から八三六の三まで、八三八、八三九の一から八三九の三まで、中の川一一五、一一五の二、一一七
二　保安林として指定された目的　水源の涵養